

特定事業所集中減算に係るQ&A

Q1 提出の方法は？

A 電子申請届出システム、メール、窓口、郵送、FAXにて提出してください。
※電子申請届出システムで提出する場合、申請メニューは「加算に関する届出」を使用すること

Q2 紹介率最高法人の割合が80%を超えていないが提出が必要か？

A 80%を超えたサービスがない場合は、提出は不要です。事業所にて計算の記録を作成し、事業所で保管してください。

Q3 届出書には、80%を超えたサービスのみ記載して提出することで良いか？

A 80%を超えていないサービスについても届出書に記載して提出してください。

Q4 算定期間の途中から開設しましたが、提出は必要か？

A 提出要件に該当する場合には、必要です。

Q5 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）及び体制状況一覧の提出は必ず必要か。

A 体制状況が変更となる場合のみ、提出してください。

例 減算あり⇒減算なし 要提出
減算なし⇒減算あり 要提出
減算あり⇒減算あり 提出不要
減算なし⇒減算なし 提出不要

なお、「減算あり」となった場合は、特定事業所加算を算定できなくなりま
すので、漏れなく届出を行ってください。

Q6 サービスの質が高いこと等により地域ケア会議等で支援内容について意見、助言を受けている場合の再計算方法はどのような方法か？

A ホームページ掲載の「保福介第 6107 号平成 27 年 12 月 28 日付居宅介護支援費における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準について（通知）」の別紙を参照ください。

Q7 減算の期間はいつからいつまでとなるのか？

A 前期（3月 1 日から8月末日）に正当な理由なく紹介率が80%超えた場合は、減算適用期間は10月 1 日から3月31日までです。
後期（9月 1 日から2月末日）に正当な理由なく紹介率が80%超えた場合は、減算適用期間は、4月 1 日から9月30日までです。

Q8 申請書等は窓口で配布しているか？

A 窓口での配布は行っておりませんので、以下の URL からダウンロードしてください。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p083509.html>

Q9 通所介護と地域密着型通所介護は、併せて計算してよいか？

A 可能です。詳細は、介護保険最新情報 Vol.533 をご確認ください。
なお、この取り扱いは、平成30年以降も継続となります。
【参考】介護保険最新情報（Vol.629 問 135）をご確認ください。

Q10 紹介率最高法人が同率の場合は、どの法人名を記入すればよいか？

A すべての法人名を両方記載し、正当な理由がある場合は、該当の番号を全て記載してください。

Q11 紹介率最高法人の割合が80%を超えたが、正当な理由1～3に該当する場合届出は必要か？

A 提出は不要です。事業所にて計算の記録を作成し、事業所で保管してください。(Q2と同様の取り扱い)

Q12 前回の判定期間において、「減算あり」となっている事業所で今回の判定で上記Q11に該当する場合、計算書及び体制届出書の提出は必要か。

A 区分の変更が生じますので、計算書及び体制届出書の提出が必要です。